

河口通事と一九世紀の琉清關係

——逗留西洋人宣教師退去の請願運動を中心に——

張
子
康

はじめに

第一章 宣教師逗留の報告（一八四四年）

一 宣教師と琉球の意識

二 進貢使節の活動

第二章 請願運動の本格化と特使の派遣（一八四六年）

一 特使の福州における活動

二 進貢使の北京における活動

三 佛宣教師の退去とその後

第三章 特使の再派遣とその後（一八五二年）

一 特使の再派遣

二 特使の福州における活動

三 進貢使節の北京における活動

四 清朝の對應と請願活動の終わり

第四章 河口通事と福州人ネットワーク

一 掌案・師爺・相公

二 河口通事——「顧問・代理人・仲介者」として

三 ネットワークの擴がり
おわりに

はじめに

本稿は、一九世紀中葉以降琉球に逗留した西洋人宣教師の處置をめぐり、琉球が清朝に對して行つた請願運動を題材に、近世末期において傳統的な琉清關係がどのように機能していたかを、具體的に復元する。特に、福州を中心に琉球使節と清朝官吏の間に存在した人的ネットワークのあり方を、兩者を仲介した河口通事の役割に着目して解明する。

アヘン戦争を経て中國沿岸部における權益擴大を進めた西洋列強は、同時期に琉球へも頻繁に接觸を試みたが、この趨勢の一環として、一八四四（道光二四）年の佛人フォルカードを皮切りに、佛・英宣教師が次々に琉球王府の反對を押し切つて逗留し、布教活動を行う事態となつていく。琉球は、薩摩藩の指示も受けながら、宣教師の逗留を清朝に報告し、清朝の「威光」に頼つてその退去を果たそうとする。具體的には、廣州に駐在する佛・英兩國公使に、各國民を引き取らせるよう、清朝から交渉してもらつた。琉球は一八四〇年代から五〇年代にかけて、あるいは通常の進貢使節に託して、あるいは特使を仕立てて派遣し、繰り返し清朝に働きかけた。^①

この、「逗留西洋人退去の請願運動」（以下、請願運動）は、琉球を中心として、西洋・清朝・薩摩の思惑が交錯し、當該時期の琉球の東アジアにおける立ち位置を考察する格好の論點として取り上げられてきた。まず、眞榮平房昭が、西洋の進出に直面した琉球が、傳統的な冊封朝貢體制内の「二種の外交安全保障システム」に依據したと指摘した。^②その後、西里喜行は、當該時期の琉球をめぐる國際關係に關する精緻な論文の中で、琉球側が清朝の限界を明確に認識しており、はじめはフランスとの獨自交渉による解決をはかつたこと、清佛間で琉球抜きに取り決めがなされることを恐れ、先手をとる形で清朝への請願を決めたことなどを指摘し、琉球の戦略性や自主性を強調した。^③また、西里は事態を受けた江戸幕府と清朝それぞれの對應も論じ、特に清朝については福建當局・皇帝・廣東當局という三者の文書のやりとりを詳細に明らかにしてその效力と限界を描きだした。岡部敏和は更に、請願運動における薩摩藩、就中琉球における薩摩藩の出先機

關の長であった在番奉行の關與の大きさを明らかにした。⁽⁴⁾西里が指摘するように、「第三國との關係を理由」として琉球が清朝へ請願を行ったことはかつてなく、請願運動はいわゆる「西洋の衝擊」が琉清關係に影響を及ぼしたその具體的な表れであった。

さて、先行研究において、琉球王府、清朝皇帝・總督・巡撫、薩摩藩廳による對應が詳細に解明されてきた一方で、請願運動を實際に擔った琉球使節と清朝官吏らとの間で、どのようにそれは展開したのか、交渉現場における具體的な過程はほとんど明らかになっていない。

そもそも、近世琉清關係については膨大な研究蓄積があるが、そのうち交流・交渉の現場（主に福州）においていかなる人員がどのような役割を果たしていたのか、實相を明らかにするものは多くはない。その中で、深澤秋人の一聯の研究は、福州へ派遣された琉球使節の人的組織について實證的に解明したものととして重要であるが、⁽⁵⁾深澤は、福州における琉球使節と福建當局との交渉活動については、あえて深入りしていない。この點、田名真之は、一七四六（乾隆一一）年に起きた宮古島島民の臺灣漂着事件を題材に、漂着民送還の手續きの中で、琉球側と福建當局間の具體的な交渉について分析した。⁽⁸⁾一方、福州に渡った琉球使節の應對を擔った清朝側の河口通事については、西里喜行、池谷望子の研究がある。⁽⁹⁾河口通事（史料上「阿口通事」とも表記される）は、清朝側からは土通事・引禮通事などと呼ばれ、琉清關係の基盤であった朝貢・冊封に關わる業務において通譯・引率を務めた人員である。河口通事の原型は明代福建市舶司内に置かれた通事⁽¹⁰⁾まで遡る。清代において、その定員は三名、その職掌は主に進貢使節の上京の伴送、福州琉球館における進貢貿易の監督、琉球人漂着民の保護、の三點であった。河口通事職は、清代では謝・鄭・馮の三家がほぼ獨占的に世襲していた。⁽¹²⁾河口通事の任命は閩浙總督・福建巡撫の認可が必要であった點で、清朝の制度中に位置附けられるものであったが、任命にあたっては琉球側の保證狀（甘結）が必要で、さらに河口通事筆者へは琉球王府から年例銀が支給されるなど、琉球との繋がりは極めて密接であった。西里は特に、アヘン戦争後の動亂期に琉清關係をつなぐ河口通事の「政治的顧問」としての

役割が最も顯著に發揮されたとし、請願運動にあたっても琉球使節が常に河口通事と相談し、その意見に強く左右されていたことを指摘した。

以上の諸研究について不足点を指摘すれば、第一に、それぞれ着目する対象が限定され、交流・交渉の全體像が見えにくいこと、第二に、中國側史料が乏しいためもあり、中國側の諸アクターについては、検討が不十分であることが挙げられる。特に、河口通事が果たした役割は西里が言う「顧問」に止まるものであったのか、また、河口通事を仲介として琉球が福州官界と有していた強い人的な結びつきなど、検討すべき点は多々ある。

ところで、二〇〇九年より公開が開始された、琉球王家傳來の「尙家文書」（那霸市歴史博物館藏）中に、「異國一件唐より御問合拔書」（目錄番號六二〇號、以下、「尙家文書」六二〇號）がある。本史料は、一八四三（道光二三）年から一八五二（咸豐二）年までの、福州・北京における琉球使節が本國へ送った業務報告の抜粋集であり、全三三件の記事が含まれる。内容は大別して、請願運動に關するものと、福州における西洋人情報に關するものに分けられる。琉球では、中國へ派遣した使節の歸國に際し、「進貢（接貢）船歸帆改日記」という報告書を作成しており、「尙家文書」六二〇號は、請願活動の状況を薩摩に報告するため、王府が各年の「歸帆改日記」から關聯記事を抜粋し編集したものと考えられる。本史料には、琉球使節が行った清朝官吏たちとの交渉過程が詳細に記録されている。

本稿ではこの「尙家文書」六二〇號を分析の中心に据えて、以下の二點を目指す。第一に、逗留西洋人退去の請願運動について、從來の研究が見落としてきた具體的な交渉過程を復元する。一―三章においては、それぞれ請願運動に特に重要であった一八四四年、一八四六年、一八五二年の使節派遣を取り上げ、福州や北京において琉球使節と清朝當局間で行われた交渉の様子を描く。

第二に、河口通事を中心に、福州諸衙門内から北京の朝廷にまで擴がる人的ネットワークが存在し、請願運動にあたつて琉球はこれを河口通事と銀を通じて利用することができた事實を示す。四章では、一―三章の検討を基に、この人的

ネットワークを構成していた清朝側の人員について検討し、特に、清朝側官吏と琉球使節を仲介する、河口感事の役割が不可欠であったことを明らかにする。

第一章 宣教師逗留の報告（一八四四年）

一 宣教師逗留と琉球の意識

一八四四（道光二四）年にはじまる琉球國內における宣教師の長期逗留は、琉球にも及んでいた江戸幕府のキリシタン禁制に抵触する以上に、近世琉球が最も恐れていた、琉日関係の對清露見リスクを著しく高めた。¹³ 在琉宣教師から那覇に居住する薩摩人や來航する薩摩船を完全に隠し通すことは難しく、かつ宣教師たちは清朝に所在した自國領事館等と定期的に通信があり、西洋人を通して琉日關係の具體的な證據が清朝の耳に入る恐れがあったためである。このため、以後二〇年近くにわたって、逗留西洋人をいかに退去させるかが、琉球にとって政治外交上の最大の課題であり続けた。

フォルカードの琉球逗留は單發的に行われたものではなく、佛海軍の東アジア海域における作戦行動の一環であった。佛インドシナ艦隊司令長官セシーユ提督は、琉球を東アジアにおける佛海軍基地の有力な候補地の一つとみなし、琉佛間の和好・通商條約締結を構想した。その豫備交渉として、一八四四年に艦長フォルニエ・デュプランの下、軍艦アルクメーヌ號を琉球に送り、本交渉時の通譯育成という名目でフォルカードを残留させたのである。¹⁴

フォルカードの逗留を受けて、琉球は早くも同年の進貢使節を通して事態を清朝に報告した。西里は報告の背景として、第一に、琉球はアヘン戦争に敗北した清朝の力の限界を明確に認識しており、はじめはフランスとの獨自交渉で事態の解決をはかろうとしていたこと、第二に、琉球はフランスが琉球の頭越しに直接清朝と交渉し、清朝がフランスの要求を認めることを最も危惧していたこと、第三に、琉球側の主體的な判断以上に、薩摩藩の意向が強く働いていたこと、以上の

三點を指摘している。⁽¹⁵⁾

このとき攝政・三司官ら王府中樞から進貢使節に與えられた口達では、進貢年にあたりながら清朝へ報告しなければ、後にセシーユ提督が來航し、難題が突きつけられた際に、清朝へ救援を求めることが難しくなるので、報告せざるを得ないという消極的な認識が示されている。⁽¹⁶⁾ さらに口達は、「フランスが頭越しに中國から敕免を得ようと劃策するかもしれない。差し障りにならぬよう總督・巡撫に報告の咨文を送るので、渡清の上状況を詳しく探り、河口通事どもとしっかり相談し、布政司掌案「胥吏（後述）」たちにも詳しく申し含んだ上で提出せよ」と續いており、極めて慎重な態度がうかがえる。このような指示の下、中國へ渡った進貢使節は、福州と北京の兩地において活動を展開する。

二 進貢使節の活動

同年一月一二日に福州に到着した正使毛嘉榮（喜舍場親雲上）、副使鄭元偉（伊計親雲上）ら進貢使節は、早速河口通事たちを呼び出し、フォルカード逗留の経緯を説明して、福建布政司に提出豫定の報告の咨文を見せた。琉球側は、咨文の提出によって通常の進貢業務に支障が生じないかを懸念し、河口通事に意見を求めるとともに、いかにして本件の内密な處理が可能かを相談した。河口通事の返答は以下の通りであった。

咨文を提出しても上京の障害には全くならず、文面も問題ないので、早々に提出されるのが宜しいでしょう。しかしながらこの件は掌案たちへ取り次ぎますと、外へ漏れることはもちろん、掛號銀等要求され色々煩わしいことになります。そこで、「どうぞ内密に處理してください、來年返答がある際も私共へ直接言いつけてください」という稟文を仕立てて咨文に添え、布政使が外出する際にお伺いし、直に提出するのが良いでしょう。⁽¹⁹⁾

琉球側は河口通事の助言通り、一月一七日に布政使司衙門へ直接向かった。⁽²⁰⁾ 福建布政使徐繼畬は外出中であつたため、使節は衙門外で待機し、徐の歸還時に、衙門の大門内で國王からの咨文、および使節名義の稟文を提出した。徐は即刻稟

文に目を通し、琉球側の申し出取りに取り計らおうと返答した。

福州で報告を済ませた琉球使節は、通常の進貢業務に戻り、河口通事同伴のもと、一月二五日に福州を出發し北京へ赴いた。⁽²¹⁾この間、琉球が提出した咨文は總督劉韻珂・巡撫劉鴻翱へと上げられ、さらに督撫から道光帝へ上奏された。北京滞在中、この件が朝廷に報告され、議論されていることを使節は把握していたが、「内密の事につき簡単に問い合わせられず、北京において至極心配して」いた。⁽²²⁾このとき、兵部主事の鄧慶恩という福州人が、もとより河口通事たちと親しく、琉球使節が滞在していた會同四譯館を訪ね、「琉球へ異國人が來着した成り行きは閩浙總督、福建巡撫より上奏文が提出されたが、内密のことなので外へ漏れないよう「皇帝陛下が」深くお考えになられている」⁽²³⁾との事情を、河口通事へ傳達した。この報告を受けて、琉球側はようやく一安心した。

以上、一八四四年の報告は順調に行われたが、報告を受けた清朝側の反應はかなり踏み込んだものとなった。事態を重視した道光帝は、上諭を發して兩廣總督耆英に佛公使ラグルネとの交渉を命じた。耆英はラグルネと交渉した上で、フランス人の琉球滞在は一時的なもので大きな問題はなく、清朝側の強い抗議によってフランスはやがて琉球から手を引くだろうという樂觀的な見方を示し、これが琉球にも通達された。⁽²⁴⁾

だが、清朝による抗議と耆英の樂觀的な見通しにも関わらず、琉球における事態は深刻化する。一八四六年、セシーユ提督が三艘の軍艦を率いて來訪を果たし、琉球と通商交渉を行った。琉球は通商を拒絶することに成功したが、セシーユはフォルカードに代わってアドネとルチュルジュの二名の宣教師を引き續き琉球に残した。さらに同年、英人宣教師ベッテルハイムが來航し、以後八年間に及ぶ逗留を開始する。

ここに至って、琉球は來航するあらゆる西洋船に對して宣教師の引き取りを懇願する一方で、清朝に對する請願活動をも本格化させた。一八四六（道光二六）年の進貢にあたり、王府は通常の進貢使節に加えて、特使毛增光（池城親方）・梁學孔（安慶名親雲上）らの派遣を決定する。

第二章 請願運動の本格化と特使の派遣（一八四六年）

一 特使の福州における活動

1 文書の準備と提出

一八四六年の進貢使節及び特使毛增光らは、一月二六日に福州に到着、琉球館に入った。⁽²⁵⁾到着後、二年前と同じくまず河口通事たちが呼び出され、提出豫定の咨文・稟文の原稿が点検された。この際、重點は琉球國王から福建布政使司に宛てた「咨文」よりも、むしろ以下のように、使節から提出される「稟文」の方に置かれていた。

この稟文については、詳しい成り行きが書いてあるため、準備は入念でなければならず、布政司掌案や他にも「文章が」巧みな者に頼んで添削させるよう申し付けたところ、元布政司師爺の張道亨と申す者が文章の達者な者で、その上現布政司師爺の葉青茂とも親しく付き合っており、その張に頼むのが良いでしょうと鄭爺が申し出たので、高嶺里之子親雲上を「張のもとに」派遣し、最初からの成り行きなど詳細に伝え頼み込みました。⁽²⁶⁾

多分に形式的な咨文よりも、稟文の方が事の成り行きを詳細に説明するものとして重視されたのである。⁽²⁷⁾この時、琉球使節と福建當局との仲介を擔當した河口通事の鄭澄瀾は、元布政司師爺（幕友）であり、かつ現布政司師爺の葉青茂とも親しい張道亨という人物を点検者として勧め、琉球側は早速張のもとに赴いて事情を説明し頼み込んだ。その後、張は葉とも相談しながら、琉球側が満足のいく稟文を仕立て上げた。咨文と稟文は一二月三日に布政司に提出された。

この時提出された稟文の寫しが、琉球から薩摩藩へ報告されており、『評定所文書』中に收録されている。現存する稟文寫しは三通あり、うち二通は英・佛船の來航と宣教師逗留の現状を詳細に記した長文のものであり、張道亨らが添削したものである。残る一通は、咨文・稟文の布政司提出時に添えられた短いものであり、以下に示す通りである。

爲稟繳要緊公文、俯賜內辦、以杜傳謠事。切光等奉本國王命、配坐進貢二號船上來閩。蒙恩吊進省港、感激無既。所有進貢事件、移咨公文、除①照例由號房登簿另行呈繳外、茲光等面奉敕國王特命、另給咨文二角齎執至閩、親赴憲轅、稟明要件聲請內辦、②恩免發經胥管辦、以杜謠傳。(中略)合將違諭緣由隨文稟乞大人、恩察咨文事件、俯准內辦、以杜外謠。③至將來遣發回國時、仍懇內辦、飭傳光等赴轅承領、庶無弊端。遠人頌德不朽。切稟。²⁹⁾

稟文の前半は通常の進貢業務に關して、後半は「要件」すなわち請願運動についてである。注目されるのは、通常の進貢に伴う咨文提出が「通例通り受附を通して帳簿に登録し報告し」(傍線部①)て行われていることであり、請願運動關聯の報告が布政使本人へ直になされたことの異例さが際立つ。そして、「噂が擴まることを防ぐため、胥吏の手を経ずに處置されますように」(傍線部②)、「將來の歸國時にも、やはり内密の處置をお願いしたい。」「毛增」光らを布政司衙門に召喚して返答を受け取らせていただき、漏洩のないようお願いしたい」(傍線部③)との文面は、一八四四年に河口通事から受けた助言そのままであり、琉球側が河口通事の助言を請願活動に忠實に取り入れていることが分かる。そもそも報告に際し、王府は福州において河口通事らと協議して行うよう指示していた。實際に使節と河口通事の協議の結果により方針が定まれば、それが「國王からの指示」という形で清朝側には提示されたのである。

2 活動の本格化

ひとまず請願文書の提出は済み、布政使の反應も良好であったが、毛增光らの活動はむしろここから本格化した。すなわち、琉球の請願を受けて、福建當局から皇帝へ報告の上奏文と、廣東當局へ問い合わせの咨文が送られることとなり、特に上奏文が琉球側の意向に沿った内容となることを確保するため、様々な働きかけが劃策された。

琉球側はじめ、布政使および總督・巡撫への直接嘆願を考えたが、これは河口通事から清朝の慣習に合わないと反對され、「擔當の掌案や師爺、相公ら、または官人の取り卷きの者たちに頼むほか方法はない」³⁰⁾と助言された。そこで、河

口通事を通して總督以下各衙門の「掌案・師爺・相公」らに働きかけることとした。

ところが、掌案たちの反應は「近年ヨーロッパは武勇を振るい、中國に對しても不禮の仕打ちを行なっている。(中略) 佛・英兩國へ中國より命令を出すことは難しいので、この度の琉球の請願も容易ではなく、二、三度嘆願しても役に立たないだろう」など⁽³¹⁾と殊更に琉球側を不安にさせるものであった。琉球側はこれを付け届の増額を求めていると理解したが、持参した遣銀(工作銀)は多くない。そこで繰り返し掌案らと交渉し、琉球の財政難について説明して、どうにか過度の増額は免れた。

掌案らへの付け届を通して、請願が問題なく受け付けられ、琉球側の願い通りの趣旨で上奏文が作成されていることが確認されたが、毛増光らはまだ安心できない。というのも、掌案の中には「天主教の布教・和好・交易は中國でさえ許したことであつて、琉球がこの三か條すべてを斷つてはフランスは決して納得しないだろう。そこで三か條のうち一か條は認めるようにと命じられるはずだ」など⁽³²⁾と取り沙汰する者もあり、琉球側はこれを強く警戒した。掌案らから、上奏文は巡撫師爺の貫得中という人物が起草することを知った琉球側は、河口通事の鄭を通して重點的に貫に工作をしかけ、上奏文の草稿を入手しようとした。掌案たちが噂しているような文言が萬が一にも入っていないことを確認しなければ、氣が休まらなかったのである。

鄭は自宅で二度も宴會を開いて貫をもてなした上で、貫が起草した上奏文の草稿を見せてほしいと頼んだ。しかし貫は、「草稿は自分が書いたけれども、總督・巡撫がご協議の上保管されており、内容は全く覚えていない」⁽³³⁾と言う。そこで鄭は、琉球人は草稿を見ない限り寢食もままならないほど不安であること、草稿は使節の正・副使が目を通すだけで、決して外部へ洩れることはないことを説明し、さらに頼み込んだ。すると貫は、「巡撫衙門の」相公へ付け届を贈るなどすれば、巡撫がご外出の際にひそかに草稿を取り出させることができるかもしれない」⁽³⁴⁾と答え、さらにその後、「相公の取り計いだけでは草稿を取り出すことはできず、巡撫のお側にいらっしゃる内相公へも付け届が必要」⁽³⁵⁾と言ってきた。しかも、

相公・内相公にそれぞれ銀一〇貫の付け届が必要だと言う。

ここに至って、交渉を擔當していた鄭は、あまりに多額の付け届であるため、草稿入手をあきらめるよう琉球側に助言するほどであった。しかし琉球側は、「請願の趣旨通りに上奏文が上げられることが分かっているならば、草稿を拜見する必要はないが、そのことが分からないうちは何事も安心できないので、草稿については是非とも拜見できるように取り計うように」と鄭に申し渡し、付け届は銀三、四貫出せると提示した。鄭は貫と再度交渉し、最終的に、銀七貫を渡すことで草稿を入手することに成功した。その文面は琉球側の請願通りであり、ようやく使節らは安心することができた。なお、この時入手した上奏文草稿と兩廣總督への咨文草稿は、寫がとられ、使節の歸國後に薩摩藩へ提出されている。⁽³⁷⁾

3 福州で支拂われた遣銀

琉球使節が持参し、福州諸衙門の役人へ付け届として投入した銀は、琉球側史料では「遣銀」と呼ばれる。田名眞之によれば、遣銀とは「福州、さらに北京で、速やかな事務の遂行を期して、必要経費として關係役所・役人へ（中略）付け届をなしたものである」⁽³⁸⁾であり、一八世紀におけるその額は、進貢時で福州遣銀五〇貫・北京遣銀三〇貫、接貢時では福州遣銀のみで五〇貫であった。⁽³⁹⁾遣銀は琉球の國家豫算に計上された公費であることから、深澤秋人は「賄賂のように犯罪性を帯びたものではなく、（中略）國家公認の機密費であった」と指摘する。⁽⁴⁰⁾

毛增光は王府へ、福州において使用された遣銀の明細報告を提出している。特使の活動資金として福州へ持参された遣銀は、通例より多い六〇貫であったが、明細によればこのうち「掌案・師爺への掛號銀および張道亨への禮銀」が四九貫四〇〇匁、「河口通事らへの苦勞銀」が九貫六〇〇匁、その他「細遣銀」が九三五匁あまり、合わせて五九貫九三五匁あまりで、ぎりぎり持参額内に収まった。それぞれの支出項目についてみれば、「細遣銀」は雜費、「苦勞銀」は河口通事に對する手當であり、「禮銀」は文字通り、琉球側の依頼で文書の添削を行った張道亨への謝金である。残る「掛號銀」

が、いわゆる「付け届」にあたるであろう。⁽⁴²⁾

請願運動に際して、琉球側はその遣銀豫算の大部分を福建當局の諸役人に對して投入していたのである。後述するように、一八五二（咸豐二）年に再度特使が派遣された際も、遣銀の支出はこの先例を踏襲した。

二 進貢使節の北京における活動

特使が福州において活動している一方で、進貢使節の向元謨（野村親雲上）と梁必達（濱川親雲上）は、河口通事に同伴されて二月八日に福州を出發し北京へ向かった。⁽⁴³⁾ 彼らには通常の進貢業務の他に、請願が北京においてどのように受け止められているか調査の上、必要な手立てをとることが命じられていた。⁽⁴⁴⁾

北京に到着した進貢使節は、早速河口通事に状況を探らせたところ、琉球の請願は既に皇帝の耳に届いていること、皇帝が琉球と西洋諸國の件について禮部へ尋ねたところ、禮部では詳細が分からないと答えたこと、以上二點が確認された。今後の對應について、琉球側は會同四譯館の擔當官である「館卿大人」⁽⁴⁵⁾に助言を求めた。館卿の考えは、「禮部がご存知無いとなると請願に應じた取り計らいが難しくなる。もちろん異國一件は王舅毛增光より請願があるとは言っても、ちようど進貢使節が北京にいるのになんの請願もないと、國家急難の體に見えないため、この度進貢使節からも「禮部へ」請願を行う方が宜しい⁽⁴⁶⁾」というものであった。

琉球側はそこで館卿を通して稟文を提出したところ、禮部衙門へ參上するよう通達があった。一八四七年二月一日、琉球使節は禮部衙門にて禮部尙書保昌らに謁見し、保昌より、琉球側から請願があり稟文が提出された件を道光帝へ奏上したところ、封をしたまま皇覽に備えるよう敕諭があったこと、請願の件は兩廣總督耆英に對應するよう命令が下つていることが伝えられた。實際に、琉球使節が禮部衙門へ赴く前日に出された上諭において、道光帝は琉球の期待に應えるよう耆英に更なる對應を指示している。⁽⁴⁷⁾

三 佛宣教師の退去とその後

清朝側の度重なる抗議を受けた佛公使ラグルネは、琉球での問題が、締結されたばかりの黃埔條約をはじめ清佛關係に悪影響を與えることを恐れ、一八四五年の時點でセシーユに對してその琉球における活動に賛同しないことを明言した。さらには、佛本國のギゾー首相もラグルネに同意した。セシーユ自身も、通商交渉が琉球側の抵抗により失敗に終わったこと、期待していた琉球を媒介する日本との貿易構想も實現の可能性がほとんどないことを受け、琉球から手を引く⁽⁴⁸⁾。その結果、逗留していた佛宣教師も一八四八年に琉球から退去する。このように、請願運動は間接的ながら佛宣教師の退去に繋がったのである。

琉球側はその退去が清朝のおかげであると認識し、感謝の咨文を福建布政司に提出したが、⁽⁴⁹⁾ベッテルハイムは逗留を繼續したため、請願運動はこれで終結したわけではない。だが、再度特使が派遣される一八五二(咸豐二)年まで、琉球は例年の進貢船・接貢船を通じ、來航した西洋船や逗留西洋人の情報を清朝へ報告し續けたが、使節による請願運動はしばらく展開されていない。

この請願の「一時休止」も、河口通事・布政司掌案らの判断によるものであった。一八四七年、特使毛增光らが先に進貢船で歸國した後、北京から福州へ歸還した進貢使節(向元謨・梁必達ら)を迎える接貢船が派遣された。接貢船は向・梁への指示をもたらし、毛の歸國後琉球では西洋人を引き取る迎船を今か今かと待っているが、接貢船出帆の時點でまだ來ていないので、追加の請願を行うよう命じた。⁽⁵⁰⁾相談を受けた河口通事は、以下の通り答え、請願を行わないよう助言した。

佛・英人の引き取りについては、特使が御請願に來られた趣意は皇帝様のお耳に達し、廣東の耆英へ敕諭があり、廣東の佛・英首領らへ早速命令がありました。御處置は入念であり、誠に有難いことです。接貢船渡航時にまだ迎船がないからといって、まだ間も無いうちに何かと請願申し上げては不都合であり、この度はいち早い御禮と、佛・英人

らが今まで逗留している次第を、布政司へ咨覆差し上げるだけにしておくのが良いでしょう。⁽⁵¹⁾

布政司掌案らも河口通事の意見に同意したため、琉球側は追加の請願を取り止め、國王からの咨文のみを布政司に提出、その際、「引き取りについて、なお一層宜しくお取り計らい願う」と口頭で言及するにとどめた。翌一八四八年の進貢使節も、ベッテルハイム退去の請願を試みたが、河口通事と布政司掌案は先と同じく「かえって不都合である」としてやめさせ、咨文の提出のみとなった。⁽⁵²⁾

以上のように、一八四六年までの請願運動は佛人退去という成果を引き出したものの、ベッテルハイムは逗留を繼續し、その存在は琉球に様々な難題をもたらし続けた。そのため、琉球は清朝へ二度目の特使派遣を行うこととなる。

第三章 特使の再派遣とその後（一八五二年）

一 特使の再派遣

一八五二（咸豐二）年、王府は正使馬克承（小祿親方）、副使梁必達（濱川親雲上）以下を特使として、同年の進貢船に同乗させ福州へ派遣した。この年は石垣島沖で米船ロバート・バウン號の苦力反亂事件が起こっており、馬克承らの派遣は主として同事件の後處理と關聯附けられてきた。しかしながら、同事件研究の第一人者である西里喜行が指摘するように、馬克承らには「石垣島滯留苦力の護送について清國の許可を要請する任務の外に、琉球に長期滯在して種々の問題を引き起こしているイギリス國籍の宣教師ベッテルハイム一家の退去について、清國當局に對英交渉を要請する任務も託された。この二つの任務の内、琉球王府や薩摩藩がより重視したのは、むしろ後者の方」であった。⁽⁵³⁾

そもそも、二度目の特使派遣が決定された契機は、ロバート・バウン號事件の發生ではなく、ベッテルハイムの滯在長期化と、琉球への干渉を強めるイギリスの存在であった。特に、一八四九年にパイロット號が外相パーマストンの書簡を

琉球にもたらし、ベッテルハイムの保護とイギリスとの通商を要求したこと、一八五〇年にレイナード號が香港ヴィクトリア主教ジョージ・スミスを載せて來航し、ベッテルハイムの待遇改善を求めたこと、さらに一八五二年にスフィンクス號艦長シャドウエル以下が西洋人として初めて首里城に入り、再度パーマストンの書簡を琉球側に手交したことなど、一聯の英軍艦來航と首里城入城という緊急事態を受け、王府内では清朝への特使再派遣が議論された。

一八五二年五月に行われた僉議において、王府は、同年秋に派遣される進貢船に合わせて、特使を派遣してベッテルハイム退去を請願するべきか、あるいは進貢使節が兼務すれば良いか、王府高官と對清關係の實務を擔う久米村の官人たちに、それぞれ議論を命じた。全員が特使派遣に賛同した。その議論の大筋は、これまでの請願結果が芳しくないことから、清朝の事態打開能力に不安はあるが、パーマストン書簡を受けて是非とも清朝へ歎願せざるを得ないというものであった。⁽⁵⁴⁾ 以上のように、ベッテルハイム逗留の長期化とそれを口實としたイギリスの干渉増大を理由として特使の再派遣が準備されている際に、ロバート・バウン號事件が発生し、馬克承らは二つの任務を負って福州へ渡航した。

二 特使の福州における活動

馬克承らの福州における請願活動の詳細については、歸國後王府へ提出された報告書（歸帆改日記）が現存する。⁽⁵⁵⁾ 既に西里が全面的な紹介、分析を行っているが、本稿の問題關心に沿って再度検討を加えたい。

一行の福州琉球館到着は一八五二年一月六日である。到着後、一八四六年より請願活動を手傳い續けてきて、今回も琉球側が期待するところ大であった河口通事の鄭澄瀾が、前年に死去したことを知った。そこで、今回の請願は別の河口通事馮開和とその息子馮上林に頼むこととなった。⁽⁵⁶⁾

前述の通り、この度の特使はベッテルハイム退去とロバート・バウン號事件處理の二件について請願活動を行うこととなり、咨文もそれぞれ一通ずつ持参した。報告書において、前者は「異國一件」、後者は「漂着唐人送届方一件」と呼ば

れ區別される。一二月九日には兩咨文が布政司へ同時に提出された。

1 異國一件

琉球側が特に力を入れたのはベッテルハイム退去の方であり、その活動の様相はほぼ一八四六年の先例を繰り返したものである。

到着した使節らは河口通事呼び出し、咨文・稟文の下書きを點檢させた後、特に稟文について添削を頼める人物の紹介を求めた。河口通事の馮は、元布政司師爺で、現布政司師爺の親類でもある李梅滋という舉人を推舉した。依頼を受けて、李は現布政司師爺の鍾中山とも相談しながら、琉球側が満足のいく稟文を仕立て上げた。⁽⁵⁹⁾

琉球の咨文・稟文を受け取った福建布政使慶瑞は、すぐに總督・巡撫へ差し上げ、皇帝へ上奏するよう取り計らうことを請けあった。また、廣東當局へ照會の咨文も出されることとなった。

琉球側にとっては、この上奏文・照會の咨文作成の段階こそが最も肝要であり、福州の總督衙門から海防同知衙門まで、主要地方衙門の「掌案・師爺・相公」らへの働きかけが早速開始された。ところが掌案らは、今や清朝の官人もイギリスの威勢を恐れ、英人が福州城内にさえ住居を構えたことを引き合いに出しながら、琉球の請願の難しさを殊更に強調してきた。つまるところ、付け届の増額を要求したのである。

琉球側は國の困窮を訴え、付け届の増額は不可能だと嘆願したが、はじめ掌案らは「西洋人退去の件で特使をもって請願を行うのは今回で二度目であり、當然遣銀もそれだけ準備して持ってきているはずだ」と納得しなかった。しかし最終的には、「去年掛號銀之例」、すなわち一八四六年と同じ金額で、琉球のために工作することを引き受けた。

各衙門の掌案らの協力を取り附けた琉球側は、續いて作成される上奏文・咨文の具體的な内容を確認するべく、その起草を擔當する巡撫の師爺陳培生への働きかけに入る。その過程は、一八四六年時とほぼ同様であり、河口通事馮を通した

陳との交渉により、先年と同額の付け届で琉球側は草稿を入手でき、その内容も問題なく、ひとまず安心したのである。⁽⁶¹⁾

2 漂着唐人送届方一件

同時に行われていた、ロバート・バウン號の苦力送還をめぐる請願活動の詳細は先行研究に譲るが、一點だけ本稿に關わる重要な點を指摘しておきたい。河口通事による咨文・稟文の點檢、各衙門掌案らへの働きかけは「異國一件」と同様であるが、當然のごとく付け届の増額を要求してくる掌案らに對して、琉球使節は今回の件は「例式御用向相心得」、すなわち慣例・先例と同じであるとして、餘分な遣銀は準備していないと答えており、實際の支出も銀二貫という少額で済んでいるのである。⁽⁶²⁾ここでの慣例・先例とは、琉清間の漂着民送還をめぐる慣行を指す。本件の題名が「漂着唐人送届一件」であることから示唆されるように、ロバート・バウン號事件は確かに未曾有の大事ではあったが、通常の漂着民送還に擬して處理することで、付け届額を抑え得るような案件であったのである。

3 福州で支拂われた遣銀

馬克承らが王府へ提出した報告書中には、「異國一件」と「漂着唐人送届一件」それぞれにかかった遣銀額が記されている。前者については、諸衙門の役人への掛號銀が「總督掌案 一人 銀二貫八百目／巡撫掌案 一人 銀八貫目／巡撫師爺 一人 銀五貫目／巡撫相公 一人 銀一貫目／布政司掌案 二人 銀九貫目／同筆者 二人 五百目／長班役 一人 百目」とリスト化されており、これに咨文・稟文の點檢を擔當した李梅滋への禮銀、河口通事らへの苦勞銀、そして上奏文の草稿を入手するために追加で支拂った金額等を合わせると、經費總額は「五七貫九百三十五匁四分四厘八毛一シ三忽」であつた。⁽⁶³⁾

一方で「漂着唐人送届一件」については、同じリストが以下になる。「總督掌案 一人 銀百目／巡撫掌案 一

人 銀四百目／巡撫師爺 一人 銀三百目／巡撫相公 一人 銀五十目／布政司掌案 二人 銀六百目／布政司師爺 一人 銀二百目／布政司相公 一人 銀五十目／海防官掌案 一人 銀百五十目／海防官師爺 一人 銀百目（以下缺）。内譯は不完全であるが、經費總額は前掲史料中に「漸持渡之銀高貳貫目ニて肝煎方請合させ」とあるように二貫であつた。なお、兩件の支出を合わせれば五九貫あまりとなるが、馬克承ら特使が持參した遣銀總額は一八四六年と同じく六〇貫であつた。⁽⁶⁴⁾

兩件について共通するのは、皇帝への上奏文、廣東への照會の咨文作成の起點であつた巡撫衙門の諸役人に對する金額が最も大きいことであるが、その差は巨大である。琉球にとつて、ロバート・バウン號事件という未曾有の事態が、少なくとも福州の交渉現場においてはまだ傳統的琉清關係のうちに處理されうるものであつたのに對し、逗留西洋人退去の請願は先例の無い事態であつて、遣銀の大部分が投入されたのである。

三 進貢使節の北京における活動

以上のように、一八五二年の福州における請願運動は一八四六年の先例に沿つたものであつた。ところが、先例と同様に北京において進貢使節が試みた禮部への請願は、不調に終わる。

上京した進貢使節は、王府の指示に沿つて、禮部尙書への稟文提出、面會、歎願を劃策した。同伴した河口通事も、「さる午年の進貢使節を連れて上京し、その時の先例と手續きをよく知っている」⁽⁶⁵⁾者が選ばれた。更に、「禮部御方取次之者共」へは、一八四六年の先例に沿つた、あるいはそれ以上の禮銀支出が用意された。⁽⁶⁶⁾

ところが、當の河口通事自身が、今回の進貢使節による請願に反對した。その理由は、「當時は廣西の兵亂『太平天國』がまだ鎮まらずかえつて盛んとなつており、皇帝様は至極忙しい時」⁽⁶⁶⁾だからであつた。琉球使節は河口通事の助言に納得せず、どうか稟文の提出、禮部尙書との面會を果たそうと、禮部書辦および會同四譯館の館卿へも相談し、多額の禮銀

支拂いを約束したが、いずれも河口通事同様反対され、結局北京での請願は果たせなかった。

四 清朝の對應と請願活動の終わり

一八五二年の特使はほぼ一八四六年の先例に沿った活動を展開したわけであるが、琉球が得られた成果は大きく異なる。琉球の請願を受けて咸豐帝は兩廣總督へ對應を命じ、福州からも問い合わせの咨文が廣東へ送られたが、廣東からの返答が遅々として来ない。歸國の時期が近附き焦る馬克承らは、度々催促の稟文を福建布政司へ提出する一方、廣東からの返答が来るまで滞在の延期を願ひ出たが、布政司より拒絶されてしまう。琉球側は重ねて布政司掌案らに相談するも、掌案らからは、太平天國の亂が中國全土に擴がっており、福州も攻撃を受けるかもしれず「諸官人晝夜寢食も不安心中迷亂」の状態である、そんな中強いて滞在を延ばせば、かえって琉球の請願に悪影響をもたらすと警告され、馬克承らはいよいよ満足な返答を得ることができないまま歸國した。⁽⁶⁷⁾

周知の通り、一八四九年に七年にわたって争われてきた廣州入城問題が英側の讓歩で決着し、その後咸豐帝の新政權では和平派が失脚し對外强硬派が主流を占めるなど、一八五二年時點の清英關係は極めて緊迫した情勢にあった。⁽⁶⁸⁾さらに同時期の清朝國內では、太平天國軍が急速にその勢力を擴大させつつあった。このような中で、琉球に滞在する一英人の去來をめぐって、清朝がイギリスと眞剣な交渉を行い得たとは考え難い。

清朝が琉球の請願に應えることがますます困難になる中で、請願運動自体も下火になっていく。さらに同年五月二六日、米ペリー艦隊が琉球に初來航し、以後日米和親條約締結を果たすまでの一年間、艦隊は那覇を據點として活動を展開し、琉球とも琉米修好條約を強引に締結した。ペリー艦隊が去った翌一八五五年には、佛ゲラン艦隊が來航し、琉佛修好條約が結ばれる。この間、ベッテルハイムは終にペリー艦隊に伴って琉球を離れ、その後任のモートンも一八五五年一〇月に琉球を去った。しかし一八五五年二月には佛宣教師が再來琉し、以後一八六〇年代まで續く逗留を開始する。

米佛兩國艦隊への對應に忙殺されていた琉球は、一八五六年に兩國との條約締結、佛宣教師の逗留を清朝へ報告するため、三度目の特使派遣を計劃したが、直前になって中止された。この時、特使附きの大通事に任じられていた、久米村の陳元輔の家譜には以下のようにある。

咸豐六年丙辰六月初八日。フランスが使節を派遣して強引に條約を結び、ならびに家屋を建てて長く逗留している状況を報告し、調査の上撤回の處置をお願いする事のために、王命を奉じ、特使の大通事に任じられて、ちょうど福建へ向おうとした時、薩摩藩主の命により、三司官が王命を請うて、使節派遣を中止した。⁽⁶⁸⁾

特使の派遣は、薩摩藩主島津齊彬の命によつて中止されたのである。一八五一年に藩主を襲封した齊彬は、一八五五年頃より本格的に琉球を介した薩摩の貿易振興策を推進しはじめた。⁽⁷⁰⁾ 使節派遣中止の翌一八五七年から五八年にかけては、齊彬の諸政策が琉球において強力に推進された時期である。齊彬は琉球側の反對を押さえつけて、在琉佛宣教師を通してフランスから軍艦購入交渉を進めていたほか、オランダと琉球間の條約締結を實現させ、その上で薩摩藩領の奄美大島において薩蘭貿易を行う構想を抱いていた。これら諸政策の實行に先立ち、琉球にアメリカ、フランスとの間に結ばれた條約の條項を基本的に遵守するよう通達している。⁽⁷¹⁾ 請願運動の中止は、在琉西洋人の處遇を改善することで、圓滑な政策遂行を目指した齊彬による一聯の施策の一環であつたと考えられる。

第四章 河口通事と福州人ネットワーク

乾隆年間の琉球人漂着民處置をめぐる琉清間の交渉を扱った田名眞之は、その過程を以下のようにまとめる。

琉球に關する大小の突發的事件、懸案事項等の解決にあたって、琉球側は福州琉球館、あるいは北京でも、まず常に行動をともししている土通事（阿口通事）らと相談し、そして海防・布政司等の掌案、また師爺・相公らと相談・交渉し、そこで海防・布政司等の衙門へ呈・稟、また咨文を送り、總督・撫院への上奏を願つた、となろう。その際、

總督・巡撫の掌案、師爺らへも掛號銀等による根回しがなされていたということになる。⁽⁷²⁾

田名のまともは請願運動の過程にも基本的な當てはまる。一方で、本稿の検討からこれをさらに補えば、福州諸衙門の掌案・師爺・相公らや、北京の朝廷内における福州人官人の存在は、中國全土に擴がる福州人の人的ネットワークの一環⁽⁷³⁾に位置附けられ、琉球側から見た際、このネットワークへの参入口が河口通事であつた、と言えよう。以下、各要素について検討する。

一 掌案・師爺・相公

先述の通り、史料中に頻出する「掌案・師爺・相公」と呼ばれる人物たちは、いわゆる胥吏・幕友らに對應すると考えられる。だが、先行研究において考察の対象となることは稀である。一方、清代の胥吏・幕友に關する研究は膨大なものがあるが、⁽⁷⁴⁾管見の限り、琉球側史料に頻出するこれら「掌案」や「相公」が何を指すのか、端的に示してくれるものは無い。

1 掌案

まず、「掌案」について。本稿で扱った請願運動に限らず、琉球使節が福州で行つたあらゆる活動において、河口通事に次ぐ重要な存在が「布政司掌案」であつたから、先行研究においても「掌案」が何を指すのかについて、簡単な言及はなされてきた。西里喜行は布政司掌案について、「布政司の祕書官（文書係）であると思われる」と述べ、⁽⁷⁵⁾深澤秋人は「胥吏」であるとする。⁽⁷⁶⁾渡邊美季はさらに進んで、宮崎市定の論を引きながら、「掌案とは書吏のことであり、書吏とは地方官廳の内の總督・巡撫・學政の場合の胥吏頭の事である」と説明する。⁽⁷⁷⁾このように、先行研究においても見解の一致は得られていない。

河川通事から「掌案たちへ取り次ぐと、外へ漏れることはもちろん、付け届等ふっかけられ色々煩わしいことになる」という助言を受けて、琉球側が作成した稟文では「胥吏の手を経ずに處置されますように（恩免發經胥管辦）」と明記された。⁽⁷⁹⁾ここから、「掌案」「胥吏」であることは間違いない。また、冊封使を迎えた際の琉球側史料に、隨行してきた福州諸衙門の役人として「掌案書吏某」の表記が頻出することも、これを裏附ける。⁽⁸⁰⁾だが、衙門の缺を有するいわゆる正規の「胥吏頭」であつたかは不確かである。管見の限り清代の史料中に現れる掌案の語はほぼ非正規の胥吏を指す場合に用いられ、さらに明代も同様であつたらしい。そもそも近年の研究からは、巡撫や布政司衙門の「胥吏頭」が、自らの缺をまるで不動産のように分割・貸與・賣却していた實態が明らかになり、⁽⁸¹⁾福州においても同様であるなら、正規・非正規の別にあまり意味はないだろう。

重要な點は、琉球側が布政司を中心に福州諸衙門それぞれの中で、現職の胥吏若干名と深い結びつきを持ち、付け届を通してその助力・助言が期待できる關係を構築していたことである。特に、河川通事に次ぐセカンドオピニオンとして布政司掌案の意見が重視されたことは、王府から派遣にあたつて使節へ下された指示において常々「河川通事と布政司掌案にしっかりと相談せよ」と念押しされていたことから分かる。請願運動に伴う琉球側の様々な相談にあたつても、布政司掌案らは基本的に河川通事に同調し、親身に對應していた様子が見られる。

一方で、琉球にとって河川通事ほどの緊密さ、全幅の信頼感はなく、掌案らはあくまで「他者」であつたこともうかがわれる。一八四四年の報告に際し、河川通事らが「掌案たちへ取り次ぐと、外へ漏れることはもちろん、付け届等ふっかけられ色々煩わしいことになる」と述べているのはその例であろう。掌案らがより高額な付け届を得ようと、しばしば琉球側の危機感を煽るような言説を述べていたのも前述の通りである。

2 師爺

次に、「師爺」が官員の幕友を指すことは疑いない。清代の幕友は、官員が私的に雇用する政治的顧問として、租税（錢穀師爺）と裁判（刑名師爺）の處理を最も重要な職掌とし、加えて胥吏の監督や、官員が発する文書の原案起草もその仕事であつた。請願運動においては、琉球側が提出する請願文書の點檢を、布政使の元・現師爺が擔當したほか、皇帝への上奏文を起草する巡撫師爺は最重要人物として、多大な付け屈を伴う働きかけの對象となつた。

ところで、元布政使師爺張道亨は、これ以前にも琉球側史料に登場する。一八四二年度接貢船の歸帆改日記中には、福州滞在を終えて歸國した勤學人（私費留學生）の報告が含まれている。勤學人たちは、福州において師事した人物の名前を王府へ報告しているが、このうち「先生」の一人が張道「亨」であつた。⁽⁸⁴⁾兩者が同一人物であることは間違いないだろう。張の例からうかがえるのは、福州諸衙門の幕友の一部は、勤學人の師匠を勤めるなど平時より琉球との繋がりを持っていた事實である。

3 相公・内相公

最後に「相公」と「内相公」についてであるが、その實態は不明瞭である。岸本美緒によれば、清代において「相公」の語は生員等未任官の知識人一般に廣く使われた敬稱であるという。⁽⁸⁵⁾西里喜行は「相談役」としている。⁽⁸⁶⁾琉球側が普段より關係を有していない胥吏を相公と敬稱した可能性が想定されるものの、斷定は困難である。

一方の内相公は、一八四六年の請願運動において、巡撫師爺の貫得中は幕友の自身より「更に巡撫に近い」内相公への働きかけが必要だと言っていたことから、胥吏ではなく、官員の私的な使用人である家人などを指すのではないか。⁽⁸⁷⁾

内相公が登場する事例をもう一つあげよう。一八〇九（嘉慶一四）年、琉球の接貢船が座礁、破船したため、琉球側は布政司および海防同知に對し、商船一艘の貸與を求めた。海防同知はこれに對し、貸與する船には「唐人四五十人」を載

せ、琉球において商賣を行わせると言う。先例に合わないとは琉球側が抗議すると、海防同知は「内相公」を通して、本件は「皇帝様御意」であり拒絶は許されないと通告してきた。そこで琉球側も、直に巡撫・布政司へ談判すると「内相公」を通して海防同知へ返答したところ、一轉して取り止めになった。⁽⁸⁸⁾この件は明らかに、琉球側の災難につけ込んだ海防同知による私的な營利の試みであって、巡撫や布政司に知られては不都合であったのだろう。したがって、仲介役として出てくる「内相公」も、海防同知の私的な従者であったと思われる。

さて、琉球側が付け届を行う際、巡撫師爺や布政司掌案に特に多額の銀が送られたのは當然として、巡撫衙門や海防衙門の掌案らへも一定額の付け届が送られていた。また、琉球側が請願の受け取られ方を探る際、「總督・巡撫・布政司・海防の掌案・師爺・相公」というように福州の主要衙門すべてに働きかけを行っていた。宮崎市定は、清代において上下級衙門の胥吏・幕友が互いに通じあい、官員を経ずして萬事が決められる風潮があったことを指摘しているが、琉球側もその情實を熟知していればこそ、直接的な關わりが見えない總督衙門も含め主要衙門の胥吏・幕友全體への働きかけを怠らなかつたのであろう。

このように、琉球使節の福州における活動において、福建布政司を中心とした各衙門の下級役人（胥吏・幕友・家人）との繋がり極めて重要であった。これを清朝側から見れば、これらの衙門の胥吏・幕友らは、琉球側から多大な付け届が期待できる立場にあったと言える。⁽⁹⁰⁾幕友張道亭がかねてより琉球と繋がり有していたこと、各衙門の膨大な数の胥吏のうち、琉球側が付け届を贈ったのは一、二人に過ぎないことを考えた時、福州官界の中にいわば「琉球幫」とでも呼べるような、琉球との繋がり特に強い一群の役人らの存在が浮かび上がってくる。現時点でその内實までは踏み込み難く、ここでは間違いない河口通事の仲介が重要であったことを指摘するにとどめたい。

二 河口通事——「顧問・代理人・仲介者」として

本稿の敘述から明らかなように、請願運動の主體は琉球であつたけれども、實際の活動を擔つた眞の主役は河口通事であつた。特に、上奏文の草稿入手等、祕密裏に行われた工作にあたつて琉球人は登場せず、河口通事が一貫してその代理人として活動している。穿つた見方をすれば、琉球側は河口通事に要望を伝え、銀を投入するのみであり、あとは河口通事の働き次第であつて、福州官界の人脈關係の中で全てが決まていくとすら言える。

アヘン戦争後の琉清關係において、河口通事が從來の職務を超えて果たしていた重要な役割については、既に西里が「政治的顧問」という語で概括し、本稿で取り上げた一部の事例についても紹介している⁹¹。しかしながら、本稿のこれまでの検討から明かなように、河口通事の役割は琉球側の諮問を受けて助言を與える「顧問」にとどまらず、琉球側の利益を背負つて實際に交渉を擔當する「代理人」、必要な人材を紹介する「仲介者」といった側面を併せ持つている。以下、それぞれについてまとめる。

第一に、琉球側の諮問に答え、助言を與える役割である。西里の言う「政治的顧問」に相當する。河口通事は清朝の慣習・制度に通曉し、琉球側が取るべき行動を判斷し、助言した。請願運動の初期、琉球側がはじめ直接官人らへの付け届を提案したのに對し、河口通事はその不可を説いて、官人周邊の下級役人（胥吏・幕友）らへの働きかけを勧めた。また、清朝の國內情勢を見極め、請願運動自體の一時中斷を勧告することもあつた。

一八五〇（咸豐元）年に咸豐帝の即位に際して派遣された進貢兼慶賀使節は、袋小路に入っていた事態の打開をはかるため、上海か福州に駐在する英領事へ銀を贈ることで、ベッテルハイム退去を實現する案を河口通事らに諮った。河口通事の返答は以下の通りである。

去年（一八四六年）のご請願の際、「清朝當局から」福州の英官らへ「ベッテルハイムの」引き取りを命じたところ、

右の英官らは商賣について擔當するだけなので、このようなことには關われないと申し出、承諾しませんでした。そこで兩廣總督へ皇命が下り、廣東の英官首領へ引き取りについて命じた次第です。英官らへいくらかの銀を贈って内密に頼んでもしかたがないことです。これについては廣東の英官首領へ頼む方がよろしいでしょうが、皇命さえいまだ承諾しないのに、銀を送ったところで「ベッテルハイムを」引き拂わせることはあり得ません⁽⁹²⁾。

琉球側は仕方なく、この年はさらなる請願運動を見合わせた。河口通事はこのように現実的な認識を持つて琉球側の行動を抑止していた。

第二に、琉球側の代理人として當局と直接交渉する役割である。西里は、河口通事見習いに對し琉球側が年俸を支給していること、河口通事任命に際しては琉球側の保證書が提出されたことなどを明らかにし、琉球側と河口通事の關係の緊密さを既に指摘している⁽⁹³⁾。請願運動に際し琉球側が河口通事に苦勞銀を支拂ったことなどは、兩者の經濟的な結びつきの強さを裏附けるものである。

請願運動をめぐる琉球使節とのやり取りの中で、河口通事たちは「先祖以來琉球の御恩を蒙ってきているので、英人逗留の件については日夜心配しており、請願にあたっては琉球の憂苦を詳しく官人たちに申し上げている」と自らの立場をやや辯明氣味に表明している⁽⁹⁴⁾。清代を通して世襲的に繼承されてきた河口通事と琉球の緊密な關係性が、河口通事に多大な信頼を置かせることになり、彼らを琉球側の代理人にさせたのである。

第三に、琉球側の要望に合わせて、必要な人材の紹介等、福州人ネットワークへの参入口を提供する仲介者の役割である。福州から北京に至るまで、また地方衙門の下級役人から中央六部のエリート官僚に至るまで、河口通事の有していた同郷ネットワークは廣範であり、河口通事を通じてこのネットワークに参入できたことが、琉球使節の活動に大きな利點をもたらした。

三 ネットワークの擴がり

福州人ネットワークを琉球使節が活用できたのは、福州府内にとどまらない。前述の通り、北京に赴いた琉球の進貢使節は朝廷内の福州人と聯絡を取り、請願運動への協力を得ることができていた。河口通事を起點とする人脈のネットワークが北京にまで到達していた事實は、從來の研究で取り上げられてこなかったため、以下詳しく検討したい。

まず、一八四四年の報告にあたり、朝廷内部の様子を琉球側に漏洩してくれた、兵部主事の福州人鄧慶恩について。鄧は福州府閩縣の出身、一八二九（道光九）年の進士で、その後甘肅平涼府知府から蘭州府知府、江西鹽法道を歷任した。⁽⁹⁵⁾

この鄧は、中國史においては全く無名の人物であるが、琉球側の史料にはこれ以前も度々登場している。一八三四年に渡清したある久米村士の家譜には、國王の命を受けて請封の咨文を福州において鄧慶恩に添削してもらったとある。⁽⁹⁶⁾『清

代官員履歷檔案全編』によれば、鄧は一八三八年まで「回籍養親」しており、琉球側史料と矛盾しない。さらに、一八四

〇年、清朝が突如琉球に對してその貢期を二年一貢から四年一貢へ變更するよう通告し、琉球側の嘆願を受けて二年一貢に復す、という出來事（琉球にとっては一大事）があつた。⁽⁹⁸⁾この時も琉球は特使を派遣し、福州を中心に請願運動を展開した。その際、北京において禮部の協力を得るために、「啓文を作成し、福建人の舉人季培芳に託し、密かに北京の工部主事鄧承恩に送つて禮部衙門主客司の書弁らに轉送させ、本件の適切な處置を請う」た。⁽⁹⁹⁾鄧慶恩は一八三八年に北京へ戻り、兵部武選司主事に復歸している。⁽¹⁰⁰⁾また、當時の工部主事に鄧承恩なる人物は確認できず、「工部主事鄧承恩」は兵部主事鄧慶恩の誤りであつて、兩者は同一人物と考えられる。

さらに、丁度この請願運動期に、琉球使節に同伴して上京した河口通事が、北京においてどのような活動を行なっていたか、その一端がうかがえる史料が『歷代寶案』中に残されている。

今日、同郷の各京官に拜見に伺い、軍機處の林壽圖様に面會しました。林によりますと、「浙江省の探報によるに、

外国からもたらされた文書中に、イギリスが東洋の日本および琉球に行つて騷擾、戦争しており、今聞くに琉球は東洋の各國と共にロシアに行つて銃砲等の武藝を學び、イギリスへの報復を考えている、などとあつた。皇上は大臣に諭飭して、この件が本當かどうか丁寧調べ、奏上するように命じられた」とのこと。答えますに、「イギリスが東洋諸國を騷擾しているとの話は、誠に知りませんが、琉球がロシアに武藝を習いに行くという話については、斷じてそのようなことはありません。ただ、英人および佛人が琉球に居住しており、未だ全員が連れ歸られておりません」と。^(四)

本史料は『歷代寶案』第二集卷一六（起雍正六年～至雍正七年）に收録されたものであるが、記載内容の年代、文面のいづれを取つても明らかに前後の文書とそぐわず、編纂過程で混入した文書と考えられる。その文面から見ても、進貢使節に同伴して上京した河口通事、北京における活動を琉球側に報告した覺書であり、本来『歷代寶案』に收録されるべきものではない。史料中に日附は記されていないが、林壽圖は一八五二（咸豐二年）に軍機章京となり、一八五五年に工部主事に任じられていることから、その間に限定される。^(四)

内容について、特に着目すべき點は以下二つある。第一に、先の鄧慶恩と同様、福州人（閩縣出身、道光二年進士）である林壽圖に河口通事が意圖的に接觸している點である。ここから、先の鄧は特殊例ではないこと、すなわち、特定の個人に限定されない人脈關係を河口通事が北京の朝廷内に維持していたことが確認されよう。第二に、鄧の場合と異なり、ここでは河口通事が情報提供側となっている點である。「琉球がロシアから軍事を學ぶ」という情報に、「斷じてそのようなことはない（決無是事）」と斷言できるのは、琉球の内實を良く知る河口通事だからこそであろう。同時に、琉球に英佛人がいまだ逗留していることを、しっかりと林の耳に入れている。このように、情報の流れは雙方向的であつた。

鄧や林の例からうかがえるのは、琉球使節が福州人ネットワークを利用し、北京の朝廷内部にまで一定程度の情報收集力を有していたことのみならず、進士出身で京官であつたような人物とも、長期的な關係が築かれ、維持されていたこと

である。

繰り返しになるが、福州各衙門の胥吏・幕友にしろ、鄧慶恩や林壽圖のような京官にしろ、琉球人が自ら関係を構築していたわけではなく、常に河口通事がその間にあった。琉球側は河口通事を通して、はじめて福州人ネットワークに参入し、これを利用することができたのである。ネットワークの要にあった河口通事の存在は、清代を通して琉清関係が様々な問題に直面しながらも、比較的安定して維持されてきた最も重要な要因の一つであったと言える。

おわりに

以下、本稿の要點をまとめ、今後の課題を示したい。

本稿では、第一に、請願運動の全體像を提示した。一八四四年から琉球に逗留した佛・英宣教師の存在は、以後二〇年近くにわたり琉球にとって最大の懸念事項であり、この事態を解決するため琉球は二度の特使派遣と、毎年の進貢・接貢使節を通じた請願運動を清朝に對して展開した。請願の開始と繼續には、琉球と懸念を共有する薩摩藩の意向があり、同じくその終結には、藩の對外方針を大きく轉換させた藩主島津齊彬の意志が作用した。

第二に、請願運動に際して琉球使節が清において行った様々な交渉活動を、具體的に復元した。従來の研究では、琉球國王・福建當局・清朝皇帝間のやりとりと、その間を移動した奏文・咨文に重點が置かれ、「國家間の正式交渉」の分析を通して、琉球の請願運動が持つ大局的な意義が検討されてきたが、本稿では實際に請願活動を擔った琉球使節と、使節に應對した福州諸衙門の役人たちや、その間で使われた稟文に焦點をあて、いわば「水面下の交渉」における具體的な折衝の過程を明らかにした。琉球使節の役割は、單に國王の咨文を福州まで運び、提出すれば終わりではない。請願が清朝側に確實に受け止められ、琉球側の希望に沿った對應を引き出すため、福州の諸衙門に對する根回しが行われた。請願運動中、琉球側は福州諸衙門の胥吏・幕友との繋がりを保ち、多額の銀を投入しながら、希望通りの形で請願が處理される

ことを確保しようとした。

第三に、以上の琉球使節の活動において、琉球側は福州人の人的ネットワークに強く依據していたことを明らかにし、ネットワークへの参入口となった河口通事の重要性を強調した。清朝の慣習、制度に通曉する河口通事は琉球側に様々なアドバイスを與え、かつ琉球側の代理人として福建當局との交渉を擔っただけでなく、福州の官界に廣範な人脈を有しており、適宜その人脈を琉球側の用に供した。このネットワークの擴がりには福州府内にとどまらず、北京の朝廷内にまで達していた。

一方で、本稿の検討から見えてくるのは、福州人ネットワークに銀と河口通事を通して「便乗する」琉球側のあり方であり、現場レベルにおいて琉球の「自主性」が存分に發揮されているとはいえない難しい實情である。だがこれは、河口通事を見る視點によつて變わり得る。河口通事がその生計において琉球側に強く依存していた事實を捉え、彼らを「琉球側の人員」と捉えれば、福州官界のネットワーク中に深く食い込んだ琉球側の戦略性や自主性を見ることは容易となる。

第四に、本文中で明示的には述べなかったが、本稿の實證からは、清朝當局と朝貢國使節の間を仲介する、「中間者」としての通事の意義が明瞭に表れている。琉球以外の朝貢國についても、對清關係を考える上では同様の視點で「中間者」の存在を想定し、その働きに着目した研究が進められるべきであろう。

本稿の課題としては、第一に、河口通事が琉清貿易において果たした役割の検討が擧げられる。河口通事が琉清間の朝貢貿易においても一定の役割を擔っていたことは、『歴代寶案』中の諸記事から明らかであるほか、つとに岡本隆司が指摘している。⁽¹⁰⁾だが、河口通事の貿易的側面は未だに詳しい論考は無く、本稿でも觸れることはできなかった。特に、河口通事の收入について考えれば、本稿でみたような非常時における苦勞銀よりも、毎年の進貢・接貢に伴う貿易業務からの恒常的收入がより重要であったことは想像に難くない。貿易・政治雙方におけるその役割を解明してはじめて、河口通事の意義を正しく評價できるであろう。

第二に、他の朝貢國・互市國との比較が挙げられる。本稿が明らかにした琉球の事例は、朝鮮やベトナムといった清朝の他の朝貢國と比較して、どれほど一般化され得るものであるのか。また、廣州において西洋諸國と清朝の間を繋いだいわゆる廣東通事たちと、河口通事はその働きや出自においてどのような共通點、相違點が見出せるか。比較検討を通して本稿の事例をより廣い文脈中に位置附ける必要がある。

第三に、清朝と西洋諸國の關係を基軸とする、當該時期の東アジア國際關係史中への位置附けが挙げられる。ちょうどアヘン戦争とアロー戦争の戦間期に位置するこの時期の時代的特徴とその琉球への影響について、考察は全く不十分である。請願運動そのものについても、廣州における清英、清佛交渉の様相を、西洋側史料から解明する作業はまだなされていない。以上は今後の課題としたい。

註

- (1) 本稿中の年月日はすべて西暦である。
- (2) 眞榮平房昭「一九世紀の東アジア國際關係と琉球問題」同『琉球海域史論(下)——海防・情報・近代』榕樹書林、二〇二〇年(初出一九九四年)。
- (3) 西里喜行「アヘン戦争後の外壓と琉球問題——道光・咸豐期の琉球『所屬』問題を中心に」同『清末中琉日關係史の研究』京都大學學術出版會、二〇〇五年(初出二〇〇〇年)。
- (4) 岡部敏和『『大總兵船』の琉球來航と琉球王府の對應——清國への請願を中心に』『日本歴史』七四七號、二〇一〇年。また、生田澄江も琉球による逗留西洋人への對處を薩摩・幕府との關わりで觸れている(生田澄江「幕末に
- (5) 西里喜行「中琉交渉史における土通事と牙行(球商)」『琉球大學教育學部紀要』第一部・第二部(五〇)、一九九

おけるフランス艦隊の琉球來航と薩琉關係」『沖繩文化研究』一九、一九九二年)。他にこの請願運動を扱った研究として、王金龍「道光・咸豐期における英佛人の琉球逗留と交渉問題について」(『第一回琉球・中國交渉史に關するシンポジウム論文集』沖縄縣教育委員會、二〇一六年)、李中勇「一八四四—一八四八年中法關于在琉球的法國傳教士之交渉考」(『歷史檔案』二〇一六—二)等がある。これらの論考は中國第一歷史檔案館所藏の檔案史料を用いている點で注目されるが、西里の議論の範圍を越えるものではない。

七年、七九頁。

- (6) 赤嶺守ほか編『中國と琉球 人の移動を探る——明清時代を中心としたデータの構築と研究』(彩流社、二〇一三年) 所収の文獻目錄參照。

- (7) 深澤秋人「福州における琉球使節の構造——清代の存留通事像を中心に」『歴代寶案研究』九、一九九八年、同「近世琉球における渡唐使節の編成——一九世紀の事例を中心に」『沖繩文化研究』二六、二〇〇〇年など。なお、深澤の一聯の論考は『近世琉球中國交流史の研究』(榕樹書林、二〇一一年)にまとめられており、本稿では同書を參照する。

- (8) 田名眞之「存留通事の職と使命——乾隆十一年の漂着事件の處理をめぐって」『第五回琉球・中國交渉史に關するシンポジウム論文集』一九九九年。他に、漂着民送還をめぐる分析を中心に、琉球使節や福州の諸衙門が果たしていた役割にも部分的に觸れる研究として、赤嶺守「清代の琉球漂流民送還體制について——乾隆二十五年の山陽西表船の漂着事例を中心に」(『東洋史研究』五八・三、一九九九年)、渡邊美季「清代中國における漂着民の處置と琉球(一)」(『南島史學』五四、一九九九年)、同「清代中國における漂着民の處置と琉球(二)」(『南島史學』五五、二〇〇〇年)等がある。

- (9) 前掲・西里一九九七年、同「土通事・謝必振とその後裔たち——中琉交渉史の一側面」『琉球大學教育學部紀要』六〇、二〇〇二年、池谷望子「明清の琉球通事——その

制度と實態に關する諸問題」南島史學會編『東アジアにおける南島研究——南島史學會創立50周年記念論集』春風社、二〇二一年。

- (10) 前掲・池谷二〇二一年。

- (11) 正規の河口通事三名のほか、河口通事筆者二名、長班役一名の計六名で河口通事グループが構成されていた(前掲・深澤二〇一一年、二〇九頁)。

- (12) 西里によれば、河口通事の任命(正確には前任者よりの引き継ぎ)に際しては、①琉球の存留通事及び同僚河口通事の保證狀を携えて福州海防同知に申請、②海防同知が官話・琉球語の試験を行い、福建布政司へ承認を要請、③福建布政司が再點檢の上、總督・巡撫に承認を要請、④總督・巡撫の認可により就任する、というプロセスが取られた。前掲・西里一九九七年。

- (13) 琉球・薩摩による琉日關係の對清隱蔽政策については、渡邊美季「清に對する琉日關係の隱蔽と漂着問題」同『近世琉球と中日關係』(吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇五年)參照。

- (14) 當該時期フランスの琉球への接觸と、清朝の抗議を受けたの(一時)撤退については、Patrick Bellevaire, "Wavering Attention: French Governmental Policy Towards the Ryūkyū Kingdom," in Josef Kreiner ed., *Ryūkyū in World History*, Biersche Verlagsanstalt, 2001, pp. 181-260. が詳しい。

- (15) 前掲・西里二〇〇五年、一二五～一二六頁。

- (16) 琉球王國評定所文書編集委員會編『琉球王國評定所文書』第一卷(浦添市教育委員會、一九八八年)、一三三六號文書、五五九頁。以下、『琉球王國評定所文書』(全一八卷十補卷、一九八八―二〇〇三年)は『評定所文書』と略す。
- (17) 同上、五六〇頁。引用文中の「」内は筆者による補足である。以下同じ。
- (18) 中國第一歴史檔案館編『中琉歴史關係檔案』道光朝(十)(國家圖書館出版社、二〇一八年)、一八五頁。
- (19) 尤咨文差出候迎上京等之故障相成候儀ハ一切無之、且文面茂無過不及宜相見得申候間、早々差出候方可宜、然共此儀掌案共取次候而ハ、外向江相洩候儀者勿論、掛號銀等申懸色々事煩敷相成候間、道楚隱密之御取計を以事能引結相成候様、左候而來年御返答向之儀茂、私共御用ニ而、直ニ何分被仰渡度旨、稟相仕立咨文取添、布政司外向御發足之折相伺、直ニ差出候方可然、(『尙家文書』六二〇、一〇丁表裏、已四月伊計親雲上・喜舍場親雲上書狀)以下、(『尙家文書』の翻刻に際し、變體假名はそのまゝ翻刻したが、合字(「より」など)は平假名に直した。蟲食い等による判讀不能文字は□で示した。また、平出による改行を「」、一字擡頭を「／」で示した。
- (20) 『歷代寶案』別集俳咲情狀、別臺〇二號(沖縄縣教育廳文化財課史料編集班編『歷代寶案』校訂本第一五冊、二〇一六年、三二二―三二七頁。以下、『寶案』校訂本一五、別臺〇二號のように略す)。
- (21) 中國第一歴史檔案館編『中琉歴史關係檔案』道光朝(十)(國家圖書館出版社、二〇一八年)、一八五頁。
- (22) 此儀隱密之事ニ而、容易ニ承合方茂思様不相成、於北京茂至極心配仕居候、(『尙家文書』六二〇、一一丁表、已四月伊計親雲上・喜舍場親雲上書狀)
- (23) 琉球江異國國人來着之成行、總督撫院より奏文被差上候處、隱密之事ニ而外向江不相洩様深御考被成候、(同上)
- (24) 前掲・西里二〇〇五年、一二七―一二九頁。
- (25) 『評定所文書』三卷、一三八七號文書、三八頁。
- (26) 右稟之儀委細之成行書付有之候付、調部不入念候而不叶事候間、布政司掌案又者外ニ茂功者之方相頼取直させ候様申達候付、本布政司師爺相勤候長道亨與申者文達之衆、其上當分布政司師爺葉青茂茂叮嚀相交候付、右張道亨相頼可宜段、鄭爺申出有之候付、高嶺里之子親雲上差遣、最初より之成行等細々申達頼入させ候、(『尙家文書』六二〇、三二丁表裏、未四月二四日池城親方書狀)
- (27) 琉球使節が清朝に對して用いた文書の種類やその機能については、糸數兼治『呈稟文集』について(『第五屆中琉歴史關係學術會議論文集』福建教育出版社、一九九六年)、池谷望子「琉球貢使の用いた呈と稟について」(『南島史學』八六、二〇一八年)参照。
- (28) 河口通事の名同定は基本的に前掲・西里二〇〇二年による。他の場合はその都度根拠を示す。
- (29) 『評定所文書』一八卷、「漢文外國一件書類」、三五七頁。官人衆江直ニ内意等申上候儀者唐之格式成合不申、い
- (30)

れ係之掌案、其外師爺相公等之役々、又者官人衆縁取近從之者聞合頼入候外、働方之手筋無之、〔尙家文書〕六二〇、三四丁裏、未四月二四日池城親方書狀

- (31) 近年歐羅武勇を振□對中國不禮之仕形有之候得共〔中略〕就而者佛英之兩國中國より御下知者難被成事故、此節琉球之御願立容易相濟聞敷、如何様兩三度茂歎願申上候得共詮立申事茂可有之哉、〔同上、三四丁裏〕三三丁表

- (32) 天主教習受方和好交易之儀者、中國茂御免被仰付置事二而、於琉球右三ヶ條屹與不相成筋ニ申切候而者、佛人共決而落着仕聞敷、就而者三ヶ條之内一ヶ條者相達候様被仰付筈、坏與掌案共取沙汰仕候者茂有之〔同上、三七丁表〕。なお、清朝がキリスト教布教の自由を認めたのは一八五八年の天津條約であり、ここでの掌案の發言は事實ではない。

- (33) 地書ハ私相調爲申事候得共、總督撫院御吟味之上段々御取置爲被成事ニ而、然々覺不申候、〔同上、三七丁裏〕

- (34) 相公江掛號等いたし、撫院御他出之御、竊ニ地稿取出させ候仕様茂可有之哉、〔同上、三七丁裏〕三八丁表

- (35) 相公取計迄ニ而者地稿取出方不相成、撫院御□近被遣候内相公江茂□不申合候而者不相調、〔同上、三八丁表〕

- (36) 成程御願立之御趣意通決而奏文被差上候段相分り候ハ、地稿拜見ニ者不及事候得共、其儀相知不申内ハ、何事茂安心不罷成候間、地稿之儀是非拜見仕候様取計、〔同上、三八丁裏〕

- (37) 『評定所文書』一八卷、「漢文外國一件書類」、三六一、三六四頁。

- (38) 本稿では、便宜上、胥吏・幕友ら「官」ではない清朝側の人員を「役人」と總稱する。

- (39) 前掲・田名一九九九年、一三二頁。

- (40) 前掲・深澤二〇一一年、二二〇頁。

- (41) 『評定所文書』二卷、一三八〇號文書、三八二頁。なお、本来は一〇〇貫の遣銀が準備されるはずだったが、王府の財政難により六〇貫に減額された経緯がある。

- (42) 田名は、掛號銀とは「通常ではない突飛的な事件、事故」に對處するための、臨時的な遣銀を指すと推測している〔前掲・田名一九九九年、一三四―一三五頁〕。

- (43) 『中琉歴史關係檔案』道光朝（十）、三九六頁。

- (44) 『尙家文書』六二〇、二六丁表、午二月二九日濱川親雲上・野村親雲上書狀。

- (45) 會同四譯館を主管した「提督會同四譯館禮部郎中兼鴻臚寺少卿」を指すと考えられる。乾隆一三年に四譯館を廢し會同館と統一した際の乾隆帝の上諭に、「其〔「四譯館」館卿向加太常寺少卿銜、於義無取、應改爲提督會同四譯館禮部郎中兼鴻臚寺少卿銜」とある〔高宗實錄〕卷三一五、乾隆一三年五月戊申の條〕。

- (46) 禮部御方御存無被成候ハ、御願立ニ應し御取計之御仕様難被成、勿論異國一件者王舅方より御願立有之候迎、適致上京居事分、何楚之願立無之候而者、御國家急難之體相見得不申、いつれの筋此程私共より茂願立候方ニ可宜段、〔尙家文書〕六二〇、二六丁表、午二月二九日濱川親雲上・野村親雲上書狀、二六丁裏〕

- (47) 『宣宗實錄』卷四三七、道光二六年二月丙子の條。
 (48) Bellevaire, 2001.
 (49) 『寶案』校訂本一五、別錄〇五號。
 (50) 『尚家文書』一六二〇、申五月十八日濱川親雲上・野村親雲上書狀。
 (51) 佛・英人引取方之儀、御使者を以被御願越趣及／／皇聞、廣東耆英江／敕諭之趣御座候而、彼表渡合佛・英頭立候者共江早速被仰達、御取扱向被爲入御念、誠以難有仕合二候處、接貢舩渡唐涯迄迎舩來着無之候迎、無聞茂何角申上候而者如何敷、此節者早々之御禮謝并右佛英人于今逗留仕居候次第咨覆迄二而布政司江被差出可宜、(同上、四七丁表裏)
 (52) 『評定所文書』五卷、一四一五號文書、一六九頁。
 (53) 前掲・西里二〇〇五年、二二一～二二三頁。
 (54) 以上は山下重一『續琉球・沖繩史研究序説』(御茶の水書房、二〇〇四年)による。
 (55) 『尚家文書』四四二號「僉議(壹)」、伯德令列歸方御取計向唐江別段王舅御使者を以御願被仰上候方僉議之事。
 (56) 『評定所文書』八卷、一五一〇號文書「子秋走進貢船歸帆日記」。
 (57) 前掲・西里一九九七年、同二〇〇五年。
 (58) 『評定所文書』八卷、一五一〇號文書、一八頁。
 (59) 同上、一四～一五頁。
 (60) 同上、一六頁。
 (61) 同上、一六～一七頁。
- (62) 同上、二四頁。
 (63) 同上、五一頁。
 (64) 同上。
 (65) 同上、五五頁。
 (66) 同上。
 (67) 同上、三六頁。
 (68) 竝木頼壽・井上裕正『中華帝國の危機』(中公文庫) 中央公論新社、二〇〇八年(初出一九九七年)、七七頁。
 (69) 咸豐六年丙辰六月初八日、爲報明佛國遣官強立約條竝造屋久居情狀乞查辨撤回事、恭奉 王命、充爲王舅大通事、將赴閩省時、因薩州大主命法司請命弭止遣使、(『那霸市史』資料編第一卷六「家譜資料第二集(久米村系家譜)」下、五二一頁)
 (70) 芳郎正『島津斉彬』吉川弘文館、一九九三年、一八一頁。
 (71) 上原兼善『黒船來航と琉球王國』名古屋大學出版會、二〇一〇年。齊彬の貿易振興策とフランスとの關わりについて Patrick Bellevaire, "Accounting for Transient Hopes: The French Involvement in Shimazu Nariakira's Plan to Open Trade with the West in Ryūkyū", *International Journal of Okinawan Studies*, vol. 1 (2), 2010 参照。
 (72) 前掲・田名一九九九年、一三七頁。
 (73) なお、本稿の言う「福州人ネットワーク」は福州官界・地域社會内的人的關係を指し、「福州出身者」は意味しない。例えば、各衙門の幕友は他省出身者が多いと考えられる。

- (74) 主要文獻に限って挙げれば、全體的な制度研究として以下がある。Chü T'ung-tsu. *Local Government in China under the Ch'ing*. Harvard University Press, 1962. 趙世瑜『吏與傳統中國社會』浙江人民出版社、一九九四年、周保明『清代地方吏役制度研究』上海書店出版社、二〇〇九年。檔案史料の殘る四川省巴縣を中心に、具體的な實證研究として以下がある。李榮忠「清代巴縣衙門書吏與差役」『歷史檔案』第一期、一九八九年、Brady W. Reed, *Talons and Teeth: County Clerks and Runners in the Qing Dynasty*, Stanford University Press, 2000. 小野達哉「清末巴縣の胥吏」譚敏政——2つの訴訟案卷から見た」『アジア史學論集』第七號、二〇一四年。同じく檔案史料を用い、臺灣における胥吏の實態を明らかにした李朝凱「古文書中の衙門組織——以清前期彰化縣的書吏差役群體爲例」(國史館臺灣文獻館編『文獻・文物的詮釋與歷史記憶——第九屆臺灣古文書與歷史研究國際學術研討會』逢甲大學出版社、二〇一九年)もある。幕友に關する專論としては、日本語のものはないが、以下がある。中島樂章「明末清初の紹興の幕友」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢(下)』汲古書院、一九九〇年、夫馬進「明清時代の訟師と訴訟制度」梅原郁編『中國近世の法制と社會』京都大學人文科學研究所、一九九三年、山口久和「立身出世の階梯を諦めた人々——章學誠の『紹興師爺』像を中心に」『都市文化研究』九、二〇〇七年。中國における特に膨大な数の論文については、吳佩林による研究史整理が有用である。吳佩林・范鵬鵬「百年來清代州縣幕友研究述評」『地方文化研究』二〇一六。
- (75) 前掲・西里一九九七年、八〇頁。
- (76) 前掲・深澤二〇一一年、二二三頁。
- (77) 前掲・渡邊二〇〇〇年、五七頁。宮崎市定「清代の胥吏と幕友——特に雍正朝を中心として」『東洋史研究』第一六卷第四號、一九五八年。なお、「胥吏頭」の語について宮崎に依據して説明すれば、以下のようになる。清朝の各衙門に務めた胥吏の數は、制度上認められた定員が極めて少ないのに反し、實際の業務量は膨大であるため、正規の胥吏は數十名、數百名に及ぶ非正規の「胥吏見習い」を私的に雇用し、使役した。宮崎はこれら制度的に認められた、各房の責任者たる正規の胥吏を指して「胥吏頭」と呼稱している。
- (78) 註(19) 参照。
- (79) 註(29) 参照。
- (80) 徐玉虎「清趙新使琉球期間貢主饋贈禮物之分析」『第三屆中琉歷史關係國際學術會議論文集』一九九一年参照。
- (81) 例えば、一七二九(雍正七)年に河東總督田文鏡が、非正規胥吏撤廢の不可を説いた有名な「覆陳書役不必定額疏」中では、「每於額設吏役之下、空挂一名、書史則爲貼寫、爲掌案。下役則曰幫役、曰白役」と説明されている(『皇清經世文編』卷二四、吏政一〇)。
- (82) 繆全吉『明代胥吏』嘉新水泥公司文化基金會、一九六九年、三二頁。

- (83) 前掲・李二〇一九年、范金民「清代書吏頂充及頂首銀之探討」『歷史研究』二〇一八・二、加藤雄三「清代の胥吏缺取引について(1)」『法學論叢』一四七・二、二〇〇〇年、同「清代の胥吏缺取引について(2)」『法學論叢』一四九・一、二〇〇一年。
- (84) 『評定所文書』一卷、一三三五號文書、四八二頁。
- (85) 岸本美緒「明清時代の身分感覺」森正夫ほか編『明清時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年。
- (86) 前掲・西里二〇〇五年、二二五頁。
- (87) 渡邊美季は乾隆年間の琉球側史料に登場する「内務相公」という語を胥吏であると解釋している。「内相公」と「内務相公」が同一の存在であるか判断は不可能であるので、参考として挙げるにとどめる。前掲・渡邊二〇〇〇年、五八頁。
- (88) 『那霸市史』資料編第一卷六「家譜資料第二集(久米村系家譜)」下、六四五頁。
- (89) 前掲・宮崎一九五八年。
- (90) もちろん、これら付け届の一部が上司たる官員の懷に入ったことは疑いない。
- (91) 前掲・西里一九九七年、同二〇〇二年。
- (92) 去年年御願立之節、福州江罷在候英官共江引拂候様被仰渡候處、右英官等二者商賈方相攜候迄二而、右様之事者相構不申由申出、御請不仕候付、廣東總督江皇令相下、彼所江罷在候英官首頭之者江、引取方被仰渡置候次第二而、右英官共江何分銀子差遣、致内意候而茂其詮無之、右二付而
- 者、廣東江罷在候首頭之者江、致内意候方二茂可有之候得共、皇令さへいまた御請不仕候を、銀子差遣候迪、可引拂筋二者存當不申候、(尙家文書)六二〇號、六八丁裏、六九丁表、子四月安仁屋里之子親雲上・國吉親雲上・摩文仁親雲上書狀
- (93) 前掲・西里一九九七年、六一〜六三頁。
- (94) 阿口通事共二茂先祖以來琉球之蒙御恩居候付、右一件二付而者夜白心配仕、御願立之節ハ、琉球憂苦之所官人衆江委曲申上、(尙家文書)六二〇號、六七丁裏、六八丁表、子四月安仁屋里之子親雲上・國吉親雲上・摩文仁親雲上書狀
- (95) 秦國經編『清代官員履歷檔案全編』(華東師範大學出版社、一九九七年)、第二五冊、四五八頁下。以下、『履歷檔』と略す。
- (96) 『那霸市史』資料編一巻六「家譜資料第二集(久米村系家譜)」下、九二九頁。
- (97) 『履歷檔』第三冊、一八一頁上。
- (98) 「四年一貢」をめぐる諸問題については、豐見山和行「一貢免除問題からみた對清外交」同『琉球王國の外交と王權』(吉川弘文館、二〇〇四年、初出一九八九年)が詳しい。
- (99) 乃編修啓文、托閩人舉人季培芳、密寄在京工部主事鄧承恩、轉請禮部衙門主客司書辦等、安料其事(『那霸市史』資料編一巻六「家譜資料第二集(久米村系家譜)」下、九三八〜九三九頁)。

(100) 『履歷檔』第三冊、一八一頁上。

(101) 『寶案』校訂本四、二一六―二一。

(102) 『閩侯縣志』卷六八。

(103) 岡本隆司「開港と朝貢のあいだ——五港開港時代の福

州を中心に」同『近代中國と海關』名古屋大學出版會、一九九九年（初出一九九六年）。

emperor's household, and they began to stay in the palace day and night under the pretext of engaging in the care of the infant emperor. The empress dowager's family was thus able to monopolize power during this period because the Han dynasty's bureaucracy was essentially the organization charged with the emperor's household affairs.

**THE ROLE OF THE INTERPRETERS (KAKŌ TSŪJI) IN
THE NINETEENTH CENTURY SINO-RYUKYUAN RELATIONS:
FOCUSING ON THE PETITION CAMPAIGN TO EXPEL
WESTERN MISSIONARIES**

ZHANG Zikang

After the Opium War, Western countries, mainly Britain and France, frequently came into contact with the Ryukyu kingdom, and from 1844 French and British missionaries began long-term stays in the Ryukyus. The presence of Western missionaries was an unprecedented situation in the Ryukyus, and it was perceived by the Ryukyuans as a threat to their traditional foreign relations. In order to have the missionaries expelled, the Ryukyu kingdom decided to rely on the Qing Dynasty, and repeatedly launched “petition campaigns” to the Qing dynasty from the 1840s to the 1850s, which was also accorded with Satsuma's wishes. This petition campaign, which was a core issue for the Ryukyuans was also influenced by the intentions of the West, Qing, and Satsuma, is thus a perfect topic for examining the position of the Ryukyu kingdom in East Asia during this period. Indeed, many researchers have already discussed this topic. However, while the general significance of the petition campaign has been discussed in previous studies, the specific process of negotiations in Fuzhou by the Ryukyuan envoys has not been fully clarified.

This paper tries to make up for this lack in previous studies by using the “Shō Family Documents” 尚家文書, the documents of the ruling house, a historical source recently opened to the public. First, this paper illustrates the specific negotiation process of the petition campaign conducted by the Ryukyuan envoys, which has been overlooked by previous studies. Sections one to three focus on the dispatch of envoys in 1844, 1846, and 1852, respectively, which were particularly important to the petition campaign, and describe the negotiations that took place between the Ryukyuan envoys and the Qing authorities in Fuzhou and Beijing. Secondly, this

paper examines the role of the Sino-Ryukyuan interpreters, Kakō Tsūji 河口通事, in the petition campaign. In particular, this paper shows that there existed a human network extending from Fuzhou to Beijing, and that Ryukyu's access to this network through the Kakō Tsūji was a great help in the favorable development of the petition campaign. Based on the discussion in sections one to three, section four examines the personnel on the Qing side who constituted this human network, as well as the indispensable role of the Kakō Tsūji, who acted as intermediaries between Qing officials and the Ryukyu envoys.

Through the above observations, this paper reconstructs in concrete terms how traditional Sino-Ryukyuan relations functioned at the end of the early-modern period.

THE EXTRADITION OF CHINESE POLITICAL REFUGEES IN THE SHANGHAI INTERNATIONAL SETTLEMENT DURING THE REPUBLICAN ERA

KAKU Maika

This article sheds light on the exercise of extraterritoriality by foreigners and its limits in China through an examination on the treatment of Chinese political refugees in the Shanghai International Settlement in the Republican era.

Under foreign control, the Shanghai International Settlement was beyond the reach of Chinese law, and the Chinese government could not exercise sovereign power over the Chinese who been engaged in anti-government campaigns, which were considered political offences, after they took refuge in the Settlement.

Beginning in the late Qing era, some Chinese had made use of the Settlement for political asylum. However, after the Xinhai Revolution, the revolutionaries' frequent comings and goings into the Settlement disturbed the peace of the Chapei district, the area adjoining the foreign Settlement. Once "revolutionaries," which included not only patriots but also rebels motivated by personal hatred or gain, instigated a riot in Chapei and failed, they would flee back to the Settlement. Therefore, Chinese government and foreign municipal authorities started negotiations for an agreement to extradite Chinese political refugees in order to prevent them from using the Settlement as a base for intrigue. However, they were unable to reach a mutually satisfactory draft agreement. Moreover, these negotiations presupposed the extension of the foreign Settlement, which the